

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A（現：B会社（以下「B」という。））に採用され、主に車掌職として勤務していたが、平成〇年〇月〇日C会社（以下「会社」という。）に出向し、D県E市所在の同社F事業所において整備係として車両洗浄で発生した排水の浄化処理作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日に出向期間満了となり、同年〇月〇日からG所属となった。

請求人は、気分低下、不眠、起床時の体の痛み、食欲不振、下痢等の症状が出現したとして、平成〇年〇月〇日H病院に受診したところ、「うつ病、パニック障害」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日I病院に受診したところ、「うつ病」と診断され、同年〇月〇日以降、病欠、出勤、休職、復職を繰り返したとしている。

請求人は、精神障害を発病したのは、会社出向中に上司や同僚からのいじめ、嫌がらせを受けたためであり、業務に起因するものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期については、請求人は、平成〇年にJ病院神経内科に1か月入院し不安神経症と診断されたと述べており、精神障害を発病した可能性があるものの、当該記録は残されておらず、また、その後平成〇年〇月〇日にH病院へ受診するまで精神科関係の受診が無いことから、当審査会としては、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、平成〇年〇月上旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、会社出向中に上司や同僚からの「いじめ、嫌がらせ」を受けたことにより、本件疾病を発病した旨主張していることから、検討すると以下のとおりである。

ア まず、請求人が主張するような上司や同僚からのいじめや嫌がらせがあったことを認める会社関係者の申述はなく、これを裏付ける資料は認められない。

イ しかし、請求人の申述に鑑みると、請求人は、会社に出向後、同僚や上司との関係が必ずしも円滑ではなかったことがうかがわれる。ただし、対立関係にまで発展していたことを裏付ける資料はない。また、請求人は、Kがカッターナイフを持って請求人に向かって来た事実があると主張しているが、会社関係者の申述によると、誰もKがナイフを振りかざしたという話は聞いたことがないと述べており、請求人の主張を裏付ける資料はない。さらに、上司からの叱責については、発病6か月以前の出来事であり、心理的負荷の評価の対象にはならない。

ウ 以上のことから、請求人に対して上司や同僚からのいじめや嫌がらせがあったことを裏付ける資料はないが、一方で、同僚や上司との関係が必ずしも円滑ではなかったことはうかがわれるところであり、認定基準の別表1「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事に当てはめるとすると、「同僚とのトラブルがあった」の心理的負荷の強度を「弱」と判断する具体例の「業務をめぐる方針等において、同僚との考え方の相違が生じた（客観的にトラブルとはいえないものも含む）」に該当するとみることが相当である。

エ 請求人には恒常的な長時間労働も認められないことから、上記の「同僚とのトラブルがあった」とする具体的出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とすることが相当であると判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことができなかった。したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。